



月報

10

缶詰問屋協会

(47, 10. 13 No. 70 VOL. 6)

◆目次◆

10月の行事一覧	1
◇パインアップル部会	2
◇沖縄パインアップル缶詰協会が発足	5
◇果実部会	6
◇製造工場缶マーク(地区別一連番号)採用を呼びかけ	11
◇(第11回)缶詰表示問題連絡協議会	16
◇蔬菜部会	20
(日缶協) たけのこ大型缶 JAS規格改正(案)	26
なめこかん詰の製造規格案について(農産缶工組文書)	27
なめこ缶詰の開きの大きさ区分の取扱について(訂正) (公正取引協議会文書)	28
◇マツシユールーム懇談会	29
◇(第3回)商業包装検討会	30
缶詰共同宣伝	37
会員消息	39
事務局報知	

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京(273)9278・9289番

9 月 の 行 事 一 覧 表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
(第3回) 商業包装検討会	9月 4日	13.30～15.00時	日缶協	全缶協側7名
(第11回) 缶詰表示問題連絡協議会	9月 4日	14.30～16.30時	製缶協会	全缶協側6名
パインアップル部会	9月12日	13.00～15.00時	北洋商事(株)	19名
果実部会	9月12日	15.00～17.00時	＼	15名
蔬菜部会	9月25日	10.30～12.00時	＼	11名
マツシユルームかん詰に 関する懇談会	9月25日	13.00～15.00時	ルビーホール	全缶協側6名

10 月 の 行 事 予 定

(第12回) 缶詰表示問題連絡協議会	10月3日	13.30～15.30時	北洋商事(株)	
-----------------------	-------	--------------	---------	--

パ イ ン ア ッ プ ル 部 会

※ 部 会 討 議 の 概 要

日 時	昭和47年9月12日	13.00～15.00時
場 所	北 洋 商 事 (株)	7階会議室
議 題	1. 沖縄パイン缶詰の価格決定に関連する情報交換 2. そ の 他	

※ 部会討議の概要

沖縄パイン缶詰の年内引取り50万函に対する取引条件が沖縄工業組合と代理店側との間で話し合いがつき、これに関連して市場はどうなるか、いかにしたら適正利潤を確保できるかについて情報交換が行われた。

1. 沖縄パイン缶詰の価格決定までの経過

9月5日沖縄の工業組合側と代理店との間で話し合いがつき取引条件が決まった。沖縄工業組合は初めS110円、P78円70銭(いずれもC&F)の要望を持って来た。これに対して代理店側は内地の市況を勘案してS102円、P74円で折衝を開始したところ結論が出ず途中工業組合側は沖縄に帰りまた再び上京、最終的にS104円、P75円に決定した。

従つてSは2円値上げとなりPは従来市況がよかつたので旧価格の66円70銭を75円で折り合つたものである。

2. パイン缶詰の供給数量について

パイン缶詰の日本全体の供給数量は昭和46年

沖 縄	1,645,000函
-----	------------

グロ ー パ ル	1,000,000 "
----------	-------------

そ の 他	100,000 "
-------	-----------

(内地パック)

2,745,000函

これに対して47年(本年)は沖縄140万函と台湾の冷凍原料で沖縄でパックしたもの15~30万函、沖縄が本土復帰直前に台湾から引いたグローバルものが10~13万函(特殊缶型が多い。うち3万函は沖縄で消化した。)従つて沖

縄から185～203万函が入る。グローバルパインは120万函、それに国内産が20～30万函が想定されるので合計305～333万函の間に落ち着くと考えられる。325万函としても昨年より55万5千函増え18.4%増となる。

ことしの沖縄パイン缶詰の生産は140万函でその内訳は

3/3	W-P	110万函
3号缶以外		30万函
(4号、5号等)		
クラッシュ		6万函

ことし年内の出荷数量は50万函でS56%、P34%程度の割合。

3. 沖縄輸出組合、輸入協会の改組等について

代理店側でもある部会員から次のような経過説明があつた。

「従来の沖縄輸出パインアップル缶詰組合が改組し、8月8日、沖縄パインアップル工業組合として正式に承認され、組合メンバーのバックーから代理店が昨日指名され、これに応じて輸入協会は近く沖縄パインアップル缶詰協会(22社)と改組される。

沖縄が本土復帰となつたがいつべんにフリーにしてしまうことは市場の混乱を招くので公取委に相談した結果、こういう線で行くということを決める時には必ず農林省を加えるようにということであつた。

この結果に基き市況懇談会を5回行なつたが、これ以上値上げすることは市況の実勢に合致しないと思われる。砂糖、生果、空缶代等ほとんどが2割以上も上つているがその他の経費の値上りはとても市況からいつて無理で結局この線で行こうという農林省を入れての話し合いとなつた。」

また、グローバルの先行きについて関税の引き下げ自由化問題もあり沖縄パイン缶はますます市況と合致せず結局沖縄に対しては政府援助ということになると思うが、現地沖縄はどう考えているかとの質問に対しては次のような説明があつた。

「現地も甘い考えは持っていない。本島はまあまあだが八重山は大変な赤字でことしの値決め交渉もいくらにしても赤字は免かれなるといつた状況である。来年以降大蔵省が高関税率の引下げをやる意向であるときいているが、これをいきなり5%刻みでいくか2%、3%刻みでいくか注目される。」

4. パイン缶詰の市況について

これから果実缶詰の不需要期に入り現在の市場を維持出来るか大きな疑問がある。他の果実缶詰が高値からパイン缶詰に人気が集まってくるといつてもことしのみかん缶詰は原料の豊作により原料価格は昨年を上回ることはなからうと見られ製品値も上らないとの予想もある。

相場はある程度自然に出来あがるものでSは横ばいPはやや強いが現実的にこれ以上伸びることは考えにくい。

内販会からパイン部会に移行したが市況安定のためには代理店もパイン部会員も努力すべきであり部会員以外の2次問屋にはどの位に売るのが妥当かなど考えてみる必要があるとの見解であった。

☆

☆

☆

またパイン部会は他の部会と異なり市況については積極的な話し合いを必要とするとの見解などが示された。既にオフアールも開始されている段階で時期的に遅く、内販会当時の60%、40%の販売ルートはある程度確立されているとの見方もあり、パイン部会として数量の引受けは行なわず、数量割当は代理店側で自由に決めてもらい代理店の2次問屋級に対する出値などについて代理店側で検討し、その返事を受けることになった。

☆

☆

☆

このあと国内パツクのパイン缶詰が開缶された。

沖繩パインアップル缶詰協会が発足

沖繩パインアップル缶詰協会は 9 月 27 日創立総会を開催し、会員 22 社の構成メンバーにより正式に発足した。役員は次の通り。

会 長	三井物産株式会社	岡 崎 賢 吉 氏
副会長	第一物商株式会社	中 国 匡 彦 氏
"	株式会社 東食	温 井 祐 二 氏
"	大洋漁業株式会社	上垣内 剛 氏
"	三菱商事株式会社	鷲 尾 節 夫 氏

(アルファベット順)

理 事	第一物商株式会社	大日本製糖株式会社
	神戸真田貿易株式会社	国 分 株 式 会 社
	丸 紅 株 式 会 社	明 治 製 菓 株 式 会 社
	株式会社明治屋	三 菱 商 事 株 式 会 社
	三井物産株式会社	正 栄 食 品 工 業 株 式 会 社
	大洋漁業株式会社	株 式 会 社 東 食
	ゼネラル通商株式会社	

(アルファベット順)

監 事	加 商 株 式 会 社	日 本 冷 蔵 株 式 会 社
-----	-------------	-----------------

台湾から沖繩に輸入された パイン缶その後の動静

復帰直前に台湾から沖繩に輸入されたパイン缶のその後の動静については次のよ

うな状況である。

- (1) 神戸港にある荷口について出荷が開始となり、沖縄現地にある荷口も船積み入荷中。
- (2) 数量は3/3 13万箱位(全量)。販売は代理店が従来のルートを通して販売することになり、マーケットに合致した価格で売つて行くとの建前で農林省の指導として代理店に対して3号缶ホール120円で売るよう指示されており、従つて20円以上の利益が出るがこれを全額沖縄現地の工業組合に戻し、同組合の基金に繰り入れるということである。

果 実 部 会

日 時	昭和47年9月12日 15.00～17.00時
場 所	北 洋 商 事 (株) 7階会議室
議 題	1. 新物もも缶詰等の情報交換の件 2. 新物みかん缶詰生産に関する件 3. そ の 他

※ 部会討議の概要

本部会は新物もも缶詰についての情報交換、新物みかん缶詰生産についての蜜柑缶工組の対策に関する説明、品質表示基準、一括表示等についての経過報告、また懸案となつている製造工場缶マークについて中山副会長から経緯の説明を行なつたあと、全缶協の方針を決定した。

1. 新物もも缶詰について

まず野田部会長から次のような見解が述べられた。

「新物もも缶詰は結論的にいつて当初の予想が完全に覆えり高値減産で終了した。原料価格は7月の早生でスタートキロ45円、平均50円見当。8月の中生種・大久保は早生の高値ムードを受けスタート60円で8月10日頃から横ばい、中旬上げて70～75円。17日頃少し下げて25日頃に終了。平均でキロ70円とみられる。東北地区の原料は前年対比90%前後であり当初予想の山形110%、福島120%に比べ大巾減収となつたが、これは玉伸びが悪かつたこと、落果や灰屋病果があつたことが挙げられる。

〔地区別生産数量〕

		〔本年度生産推定〕	〔前年生産実績〕
東	北	200万函	230万函
甲	信 越	25 "	30 "
静	岡	50 "	80 "
	西	30 "	45 "
		305万函	385万函

従つて黄桃を含めても350万函どまりということである。本年度の特徴として

①ブランドの集約化が顕著であつた。②5号缶が大巾に減産した。③原料が悪く、非常に歩留りが悪かつた。4点JASのウエイトが減産した。

製品価格の推移はシーズン中にも価格設定を2～3度変更を行なつたほどで最終のメーカーとの価格折衝に難澁を極めた。メーカー筋の希望価格は想像以上に高い申入れで4号缶4点JAS100円、3点JAS93円、JASなし90円、5号缶、3点JAS70円、4ツ割65円というパツカー希望価格で折衝には難航しており、大巾減産で先行き玉不足という問題も懸念される。その点高値スタ

ートであつたが案外吸い込みがよく、今後の販売は高値であるが概ね不足気味に推移しよう。」

このあと各氏から市況見通し、輸入物等についてそれぞれ意見が出されたが生産数量について次のような見解が一部で述べられた。

なお、製缶筋の白桃生産推定函数は下記のようにである。

東 北	2 3 1 万 函
関東甲信越	2 6 万 3 千 函
静 岡	5 7 万 5 千 函
名 古 屋	3 7 万 7 千 函
合 計	3 5 2 万 5 千 函

2. 新物みかん缶詰生産について

蜜柑缶工組では新年度の内販みかん缶詰について生産調整を行ないたいということから前々から全缶協の意向を打診して来ており、同工組の内販対策委員会、理事会等で「昭和47年度内販みかん缶詰対策(案)」が検討され、9月19日、20日の理事会、総会に諮られることになつてゐるが、北田専務理事から次のような説明が行なわれた。

「蜜柑缶工組では農林省と折衝中であるがカルテル行為は非常に微妙で農林省は合理化カルテルとしてこれから公取委に話を持つていくこととなつてゐる。これはJASの全面受検とブロークンの全面鑑定を義務づける調整規程を設け合理化カルテルを行なうというものであるが、当初は製造期間により生産調整することを表に出していたが指導的内容にした方が無難との見方もあつて表にうたい込まないことにしたそうである。

ブロークンについては初め10%以内であつたが5%引き上げ15%以内となつた。

製造数量の届出及び確認についてはもつと煮つめを行なうということでもまだ検討

段階である。

アウトサイダーに対しては協力を呼びかけることになる。なお、昨年 of J A S 受検は 7.8.4 % で比較的成績がよかつた。ところで蜜柑缶工組は近い機会に全缶協との話し合いの場をもつて全面的 J A S 受検の件と適正価格による販売に関して協力願いたいという希望をもっている。蜜柑缶工組では 9 月 1 9 日、2 0 日理事会、総会を開きもう一度話し合いを行なうが一応この線で農林省は公取委、中小企業庁に話をもつていくことになる。」

3. 品質表示基準、一括表示等について

北田専務理事から次のような経過報告を行なつた。

「9 月 4 日缶詰表示問題連絡協議会を開催したが農林省の山本課長補佐、成沢技官を招き業界の考え方、希望を伝えた。

品質表示基準については 4 6 年度調査委嘱事業として野菜、果実、水産缶詰を主婦連に、果汁を関西主婦連に委嘱し既に調査が開始されており、果実缶詰は来年 2 月にその結果がまとまり農林省の調査会が開かれるという。品質表示基準は来年設定される見通しで業界としては猶予期間を最低 1 年以上ということ要望することになっている。

シラップ漬は昨年の国際規格で 4 区分が進められていたが、ブルガリア、ベルギー、西ドイツから実態とマッチしないという反対があり 2 区分を主張しアメリカ、カナダ、イギリスが折れてことしの秋に正式に部会で 2 区分の提案がなされるとのことである。しかし、蜜柑缶工組はみかん缶詰のライト、ヘビーの 2 区分については国際規格の進行状況をみながらやつてもらいたいとの強い要望を行なつた。山本課長補佐はももに特級、標準の J A S があり現在「特級」だけを表示することになっているが標準も表示することが望ましく、いまその方向で検討中であるとの考えを説明した。またみかんの形状「ホール」の表示は消費者が判るかどうかといつた意見が出ていたが他に適切な用語がなくこれは「ホール」とするよりほ

かないだろうとされた。

「粒の大きさ」の表示は前回の打合せでは一括表示のなかにLMSの説明をしていたが、これは適切ではなく粒の大きさの説明は消費者のための親切表示だから一括表示からはずしてもよいということに変更となつた。また品名の缶マークをはずしたいという農林省の考え方があるがもつと時間をかけて検討しようということである。

一括表示の文字の大きさについて、例えばみつ豆の6号缶以下は8ポイントではおさまらずこれら小型缶にあつては6ポイントなどの小さい活字の使用が許されるよう要望しているがまず見本を見たりえて検討することになり出来るだけ早く方針を煮つめていくことになつた。

一括表示は輸入品も含めるとの考え方であり、厚生省も製造年月日のないもの、固形量表示のないものは輸入を認めないとの姿勢のようであり、とにかく品質表示基準に合うものを輸入しこれに合致しないものは輸入させないといった方向で検討しており、注目される。」

4. 製場工場缶マークについて

中山副会長から製造工場缶マークに関する経緯の説明と全缶協の方針について次のような発言があつた。

『「工場缶マークの整理に伴う工場記号の設定について」の文書を日缶協ならびに全缶協の連名で個々の工場単位宛に送付し9月30日迄に従来の記号または都道府県別一連番号による記号のいずれか1個を選択し回答願うという内容で、この回答によつてその工場の缶マーク1個が最終的に決定されることになるので、全缶協のかねてから主張している地区別一連番号に回答を寄させるべく最終の4項に次のような文書を入れた。

4. 都道府県別一連番号による記号について

この新しい記号は全缶協傘下の各ブランド所有の間屋側においても主張されており、この記号によるのでなければ製造委託をする立場から支障を生ずることになりかねないとの見解が寄せられておりますので念のため申し添えます。

しかしこれだけでは不十分であるので会員に連名文書の（写）と添え文を付けて関係パツカーに再度呼びかけを願つたらよいと思う。」

このあと各氏から見解が述べられそれぞれの取引きパツカーに再度の念押しを願うということになつた。

製造工場缶マーク「地区別一連番号」 採用を呼びかけ

9月12日の果実部会で製造工場缶マークに関して審議され全缶協会員会社からそれぞれの取引きパツカーに再度の念押しをすることになり、9月16日付で会員各位に次の文書を送り協力を依頼した。

製造工場缶マークの「地区別一連番号」採用 お呼びかけお願いの件

拝啓 貴社ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、別紙（写）「工場缶マークの整理に伴う工場記号の設定について」は日缶協ならびに全缶協の連名で全国のパツカー（個々の工場単位）

宛に送付し9月30日迄に従来の記号または都道府県別一連番号による記号のいずれか1個を選択し回答願うという内容であります。この回答によつてその工場の缶マーク1個が最終的に決定されることとなります。

つきましては全缶協提唱(昭和44年2月25日理事会で採択決定)の都道府県別一連番号の新らしい記号採用につきこの機会にさらに貴社よりお取引先のパツカーに対し再度の念押しをお願い申し上げます。

特にこの全缶協主張の「都道府県別一連番号」の採用理由ならびにその利点につきましてはまだ十分にパツカー側に理解されていない向きの工場があり、どうか貴社より下記の主旨を強力にお口添え願ひ、この際その殆んどが新らしい府県別一連番号に切り換えられるようご努力賜わりたいと存じます。

- (1) 新らしい記号は合理的でかつ時代の趨勢に合致している。
- (2) 従来の記号はブランドのイメージが強く問屋手印ブランドを下請製造する工場にあつては新らしい記号を採用する以外にブランドとブランドのイメージの重複を防ぐ道はない。従来の記号では必らず消費者から苦情がもたらされる原因となることは明らかである。
- (3) ブランドを生命としている問屋手印ブランド所有者は下請工場が従来の記号を固執する場合、その工場に対しては製造委託することが出来なくなることも考えられる。
- (4) 新時代に即応すべく、全缶協側は従来の問屋固有の缶マークはいさぎよく放棄した。

以上の点を貴社お取引先パツカーに説明され理解協力がいただけますようよろしくご尽力のほど願ひあげます

敬 具

なお、日缶協、全缶協の連名による文書は下記の通りである。

製造業者各位

日本缶詰協会
全国缶詰卸問屋協会

工場缶マークの整理に伴う 工場記号の設定について

拝啓 いよいよご清栄のことおよび申し上げます。

さて、表記につきましては、1工場につき1記号に限定する方針のもとに貴工場のご意向について再三お伺いしてまいりました。

日本缶詰協会では、去る6月14日付をもつて、従来の記号または都道府県別一連番号による記号のいずれを選択されるかご照会致しており、また、全国缶詰問屋協会では傘下の会員を通じ都道府県別一連番号による記号を採用するよう呼びかけを行なつてまいりました。

さて、現在、食品衛生法改正に伴う新しい省令について準備が進められており、一方、1工場1記号の実施時期を来年4月1日とする旨、関係当局に約束しております。

つきましては、前回の調査で一部に未回答ないし保留の向きもありましたので、貴工場の記号を最終的に確認させていただくために、再度にわたり大変ご迷惑と存じますが、同封葉書にご記入の上ご回答願います。
敬 具

記

1. 工場記号の決定について

1) 従来の記号

アルファベットまたはアルファベットと数字の組合せ(5文字以

内)

2) 新しい記号

都道府県別記号(2文字)に一連番号を付した記号

上記1)または2)のいずれかに決定する。

2. 回答期限について

昭和47年9月30日までに必着のよう回答のこと。

3. 新しい工場記号の届出について

府県別に一括して届出を行なう方法について、関係当局の意見を聞き検討をすすめておりますので、個別の届出については、業界の方針が決定するまでお差し控え願います。

4. 都道府県別一連番号による記号について

この新しい記号は全缶協傘下の各ブランド所有の間屋側においても主張されており、この記号によるのでなければ製造委託をする立場から支障を生ずることになりかねないとの見解が寄せられておりますので念のため申し添えます。

なお、この一連番号を採用する場合は、貴県缶詰協会(組合)を中心に、抽せんその他、適宜の方法で貴工場の番号を決定の上、ご連絡願います。

〔都道府県別一連番号による場合の記号表示〕

北海道	HK	青森	AM	岩手	IT
宮城	MG	秋田	AT	山形	YM
福島	FS	茨城	IG	栃木	TG
群馬	GM	埼玉	ST	千葉	CB

東京	TK	神奈川	KN	新潟	NG
富山	TY	石川	IK	福井	FK
山梨	YN	長野	NN	岐阜	GF
静岡	SO	愛知	AC	三重	ME
滋賀	SG	京都	KT	大阪	OS
兵庫	HG	奈良	NR	和歌山	WK
鳥取	TT	島根	SN	岡山	OY
広島	HS	山口	YG	徳島	TO
香川	KA	愛媛	EH	高知	KO
福岡	FO	佐賀	SA	長崎	NS
熊本	KM	大分	OT	宮崎	MZ
鹿児島	KG	沖縄	ON		

〔葉書〕

工場記号について（回答）

つぎのとおり決定の上報告します。

1) 従来の記号

--	--	--	--	--

（例）ABCD 1

2) 新しい記号

--	--	--	--

（例）TKO 1

工場所在地

工場名

(第11回)缶詰表示問題連絡協議会

日 時	昭和47年9月4日 14.30～16.30時		
場 所	日本製缶協会 会議室		
出 席	全国缶詰問屋協会	北 田 久 雄 氏	
	北 洋 商 事 (株)	三 戸 正 義 氏	
	(株) 明 治 屋	春 日 英 男 氏	
	三 井 物 産 (株)	能 沢 正 司 氏	
	国 分 (株)	市 川 英 世 氏	
	(株) サ ノ ヨ 一 堂	多 田 義 朗 氏	
	日 本 製 缶 協 会	山 崎 力 氏	
	東 洋 製 缶 (株)	加 藤 久 典 氏	
	大 和 製 缶 (株)	山 田 英 雄 氏	
	"	佐 藤 亮 氏	
	日 本 農 産 缶 詰 工 業 組 合	山 内 正 雄 氏	
	日 本 蜜 柑 缶 詰 工 業 組 合	阿 部 四 郎 氏	
	日 本 果 汁 農 協 連	川 原 均 氏	
	日 本 缶 詰 検 査 協 会	吉 田 弘 司 氏	
	"	大 内 山 静 雄 氏	
	日 本 缶 詰 協 会	平 野 孝 三 郎 氏	
	"	渡 辺 麟 太 郎 氏	
臨席者	農 林 省 消 費 經 済 課 山 本 課 長 補 佐		
	"	成 沢 規 格 專 門 官	

※ 協議会討議の概要

今回は、日缶已の当番により平野常務が進行役となり前回審議の問題点とされた事項に関して農林省の山本課長補佐、および成沢規格専門官を招き見解を聞き業界の方針を協議した。

1. 果実かん詰の JAS 改正および品質基準制定の件

山本課長補佐から次のような説明があつた。

- (1) 改正の基礎資料作成のため、各消費者団体に市販品の品質と表示の実態調査を依頼し、野菜、果実缶詰については昨年度（栄養改善普及会が担当）調査を完了、本年度は水産、畜産缶詰（主婦連および関西主婦連に依頼）を対象として48年2月までに調査結果を取りまとめ原案を作成し専門委員会に諮り調査会に諮問する予定である。今後のすすめ方としてはまず果実かん詰を先行し、専門委員会においても、包括的な基準を対象として審議する予定である。
- (2) 品質表示基準の政令指定は、個別品目ごとに指定することなく、果実、野菜水産等類別に分類して指定する。従つて表示基準も類別ごとに全品目をカバーする基準が検討されることとなろう。
- (3) 経過措置については、特別に方針は決まっていないが業界の実態を考慮し今後検討したい。

以上の説明に対し次のような意見と要望があつた。

- 1) 政令指定は、個々品目の実態に合った表示を行なううえからも個別品目別に定められるべきであろう。
- 2) 経過措置については、全品目を包括して規定した場合、生産シーズンの関係から、品目によつては実情に合わない無理なもののでくるので、是非個別品目

ごとに規定し、少なくとも２シーズンの経過期間を置かれない。

2. シラップのライト、ヘビーの区分について

国際食品規格では、ライト、ヘビーの２段階の区分規定が決定される方向にある。JAS改正に際して同じ基準を規定するかどうかについて農林省としては、ライト、ヘビーなどの表示基準が国際規格で規定されれば、JASにおいても適用する考えである。

現実にヘビー製品が流通していないとしても、ライトの表示は必要であると思う。同表示基準については業界サイドで引続き検討を加えることとした。

3. みかんの「ホール」の表示について

前回の会合で、表示しない方がむしろ煩わしくないと思われるとの意見が出されていたが農林省の見解として①品質表示基準では、たとえ標準品であつても形状を表示させるよう規定する方針である。従つてこの際適切な用語を検討しておく必要がある。②「ホール」とした場合、表示用語としての可否は専門委員会で審議されるものと考えられるが業界においてほかに適切な用語が見当らなければ止むを得ないと思う。

本日の会合においては、一応形状を表示するものとし、用語については「ホール」を採用することとした。

パルプ等ジュース用の表示についてはジュース用は業務用が殆んどで通常小売店頭で売られることは考えられないので対象外とする。即ち一括表示の形状欄は設けず必要がある場合は規約の運用基準により主要部分に示す。

4. みかんの粒の大きさの表示について

必要表示事項とせず、単に缶マークの読み方に止め、参考的な表示とすることの可否については、農林省は常に消費者側より缶マークの読み方の説明が判り難く

不親切な表示方法であるとの指摘を受けているので、かねがねこの表示方法はさげたいと考えていた。ももなど大型果実の内容個数の表示とは性格も違うので参考的に表示する方針で検討されたい。

一括表示からはずし、参考表示として他のところに表示することで一致した。

5. 品名缶マークについて

業界としては、輸出品（無地かん）との関係もあり、製品の仕分作業の能率からも現行どおり表示することとしたいとの意見に対し、作業上の問題は管理面を注意すれば解決することであり、別途適切な表示がなされていれば缶マーク表示の必要はないと考えられるが業界で表示を必要とするのであれば改めて検討する。業界として更に時間をかけて検討することとした。

6. 活字の大きさについて

8ポイント活字では一括表示が不可能な缶型について、実物をみて検討した結果6号缶以下のもでは無理とみられる。表示基準はあくまでJISにもとづく8ポイント活字以上で示すことを原則とするので、字体の変更すなわち、平体活字の使用などについて検討し、規定どおりの表示を行なってもらいたいのが、どうしても不可能と見られるものについては、さらに実物見本をつくり検討する。

なお、成沢規格専門官は質問に対し8P以上というのは農林省としては活字の字の高さで判断する。従つて正体活字でも長体活字でもいい旨答えた。

7. 輸入品に関する規定について

品質表示基準は輸入品を特定扱いすることなく、基準の内容もこれをカバーするよう設定する。固形量の表示など国内基準と異なる表示については、相手先に対して国内の基準に準ずるよう要求すべきである。

8. 別表2の添加物の表示について

商品の品質選択上必要な添加物の表示については、明確にする方針である。なおかん詰については、特に添加物を使用しない方向にもつてゆきたいと考えている

9. 原材料の配合割合の表示について

品目により配合割合の表示を義務づけることにより、消費者側より全品目について表示するよう要求されるおそれがあり影響が大きいので、必要表示事項として特掲しない方針である。

蔬 菜 部 会

日 時	昭和47年9月25日 10.30～12.00時
場 所	北洋商事(株) 7階会議室
議 題	1. マツシユルーム缶詰に関する件 2. なめこ缶詰に関する件 3. 筍缶詰大型缶JAS規格簡素化の件 4. そ の 他

※ 部会討議の概要

本部会開催ののち午後1時から農産缶工組の呼びかけによりマツシユルームかん詰に関する懇談会が開かれるのでまず全缶協内部で事前打合せすべくこの蔬菜部会が開かれた。

その他なめこ缶詰の規格に関しての経過報告、日缶協の筍缶詰大型缶

JAS改正(案)に対する全缶協の姿勢などにつき検討し考え方をまとめた。

1. マッシュルーム缶詰について

萩原副部長から次のような見解が述べられた。

「マッシュルーム缶詰は昨年秋から売れ行きが券ちている。これは値を上げ過ぎたため仮需要が減つてきたことによる。しかもことしの秋作から来年の春作にかけての増産が心配され、このほど農産缶工組の呼びかけで本日午後から懇談会が開かれることになつているが、その前に全缶協内部で打合せをすべくお集まり願つた。

マッシュルームは農家との作付契約であり、市場に生で出荷するということはない。われわれもメーカーも製造に関しては連帯責任であることを銘記したい。

今年の生産数量はいくらか、またことしはどの位増加するかさらに台湾、韓国、中国からの輸入なども考えていかななくてはならない。

ことしの生産数量は今年の5割方伸びるとも言われこれをどのように販売していけばよいかということもある。輸入は塩蔵で量的にも余りこわいとも思えないがいま台湾の輸入は横ばいであり今後中国がどうなるかなども注目される。マッシュルームの栽培は農家にとつては雪の降るなかで温室で夫婦共に働け夫が出稼ぎに出ずにも非常にみみな仕事であり、今後東北はかなり伸びよう。市況としてはこゝで値下げしたとしてもそんなに売れることは望めまい。最近の値の崩れからみると来年の春、秋は相当に苦勞するであろう。農産缶工組ではホールとスライスで国際価格なみにしてスライスをホールの価格の上にもつていこうという考えがあるようだが私はホールもスライスも同じ価格にしたらと思う。現在量的にはスライスが多くホールものをスライスにすると、みみを取る手間などで逆にホールよりも歩留りが悪くなる。農産缶工組の考えではホールの上にスライスの価格をおきたいとしているのに対し、われわれとしてはスライスの方にホールの価格を引き下げ同値にしたらよいとさえ思つている。いずれにしてもホールは数量

も少なく2割にも満たない状況である。」との説明があり、このあと意見の交換が行なわれた。

☆

☆

☆

1. 生産数量について

農産缶工組の見方では46年秋～47年春の生産が425,000函(実函)であつたのに対し47年秋～48年春の生産は712,000函と見ている。

これに対し一部の見方によると46年春が475,000函(2/2換算)。

46年秋が550,000函。合計 1,025,000函との発言もあり、栽培面積は46年20万坪4,000～5,000トンでこれは、130～140%伸びであつたとしている。

ことしはこれよりもつと伸びが予想されるがその推移は次のような内容となつている。

43年4月～44年3月	327,000函(実函)
44年4月～45年3月	295,000函()
45年4月～46年3月	310,000函()
46年4月～47年3月	500,000函()輸入を含む

☆

☆

☆

品種別ではP&Sから中心がスライスに移行しておりスライスの方が動きがよくなつている。缶型は2号、7号缶が主体。

在庫は値を下げ後減少しているが、生産数量が5割以上の大巾増となり心配される。新興産地として東北が伸び価格競争は2～3年続きそうである。

一つの考え方として過去2～3回値上げされてきたがそのことをふまえてこれを

値上げ以前に戻す。即ち昨年の春頃の価格であるP & S 250円をわれわれの心づもりとしてはどうかとの意見が出され、まずこのへんが妥当の線であろうとの見解であつた。そして本日の農産缶工組との懇談会は先方の話しを聞くという姿勢でこちらから積極的な発言はせずに話を聞きおく態度でのぞむことになつた。なお、輸出向けについては円高気配で妙味なく、輸入品は中国産が非常によいものができているとの報告があつた。

2. なめこ缶詰の規格に関する報告

北田専務理事から次のような報告を行なつた。

「本日は規格部会と関連があるので多田部会長にも来ていただいた。昨年8月27日規格部会を開きなめこ缶の規格改正案について検討を行なつたが、これは農産缶工組の要望によるものでその内容は①粒の大きさをミリ表示にすること②開きのJ・E・PのJをなくしたい③6号缶の内容量を変更したいというものであつたがもう一シーズン現行規格でいくことになり、昨年8月31日付でその旨を農産缶工組に文書連絡を行ない、この件は今日まで保留となつて来ていた。

ことしはどうするかについて印刷缶の手配の関係で製缶会社から全缶協に問合わせがあり、現段階では一応保留となつている旨を伝えた。農産缶工組もお手元の資料の通りなめこ部会員宛に文書を出し規格改正について保留として一昨年と同様の規格とする旨を連絡した。Jについても廃止せずそのまま生きているわけであるが、昨年公正取引協議会で農産缶工組から正式に改正の要望があつた場合にはJを自動的になくするとの決定となつていたところ農産缶工組からなにも回答が出されないうちに途中で日缶協はJを抜いたかたちで缶詰手帳を発刊してしまつた。これにより製缶協会では会員にJはなくなつている旨の文書を各製缶会社に出したため混乱が生じた。農産缶工組もJについては保留とされており、これは事務作業の手違いによる間違いであつたわけで日缶協においてバックサイドに訂正する旨文書が出されることになつた。もうすでになめこのシーズンに入つ

ており、ことし1年保留ということであれば農林省の一括表示を手掛ける時点が来年あるいは再来年になる見通しもあるため、ここまでくればなめ缶の一括表示が検討される段階まで現行通りでいつたらどうかとの考え方もある。」

以上の経過報告を行なった。

3. 日缶協筒缶詰大型缶 JAS 改正 (案) に対する 全缶協の方針

大橋部会長から次のような見解が述べられた。

「この問題については日缶協、全缶協それぞれ内部で再三検討を行ない、両者の案を持ち寄り業界案をまとめ最後に農林省に来てもらつて懇談したが、これでは駄目と取りあげてもらえなかつた。しかしことしの大会で再燃し、その後6月28日大阪で筒 J A S 簡素化懇談会を日缶協筒委員会、農産缶工組、全缶協 蔬菜部会代表とで話し合つたが、筒大型缶の J A S は 1 割程度であり、これは J A S 規格に無理な点があるからではないか、全缶協としては受けやすいように相談してやつたらどうかとの提案を行なったものその後会合を持たれないままできなり筒大型缶詰 J A S 規格改正案が送られてきた。販売サイドの意見を聞かずに農林省にこれを持つていつて意向を打診している。日缶協側では規格と商取引は別だといつているが、この云い分はおかしく商取引に大いに関係がある。農林省もこの案でよしとはしておらず、もものように特級、標準を設けたいとの意向もあり、これらを含めてお互いに話し合いたい。」

このあと各氏から意見が出された。

☆

☆

☆

大、中、小だけで格付けのない J A S が果して受検する意味があるのかどうか消費者擁護の建前からいつておかしい。仮に 1 等のほしい相手に 3 等ものが出てき

てはかなわない。また、1、2、3等混合詰などが出たりして商取引し上混乱を招くことになる。

この案のままでJAS改正が行なわれた場合、扱い問屋としては商取引上、JASの全形大、中、小では取引出来ませんよというしかなく、従来通り1、2、3等を指定することになるのでJASはなんのために受検するのだということになりメリットはなにもないことになる。また検査の処置が悪く、場所によつては1カ月もかかり、抜き取りの方法も非常に煩らわしい。まずそういう点を改めなければ現実になかなか受検しないであろうとの意見もあり、次のような結論となつた。

日缶協「たけのこ大型缶詰JAS規格改正(案)」では商取引し上で混乱を招来するおそれがある。また従来通りの等級別による取引しを扱い問屋が要求する現状ではこの改正案はパツカーにとつて受検するメリットがなく、JASはいらないという結果となりかねない。従つてこの案には賛成しかねるので再検討をしていただきたい旨。

以上の内容を日缶協に北田専務理事から口頭で申入れることになつた。

業 発 第 6 2 号
昭和47年9月5日

全国缶詰問屋協会 殿

社団法人日本缶詰協会
缶詰委員会
日本農産缶詰工業組合
蔬菜類部会

缶詰大型JAS規格簡素化の件

拝啓 残暑の候ますますご清栄のことお慶び申しあげます。

さて、8月30日開催の日本缶詰協会缶詰委員会、日本農産缶詰工業組合野菜類部会合同会議において別添のとおりJAS規格改正要望案がまとまりましたのでご連絡いたします。

取急ぎ用件のみ申しあげます。

敬 具

(日缶協)たけのこ大型缶詰JAS規格改正(案)

1 現行規格						2 改正案							
サイズ等級 分類		大きさの区分	等 級					サイズ等級 分類		大きさの区分	等級 合格		
			1等	2等	3等	合格	格外						
全 形	L	L	10～15個	○	○	○			全 形	大	25個以下	○	
	L		16～25"	○	○	○				中	26～60個	○	
	M		26～40"	○	○	○				小	61個以上	○	
	S		41～60"	○	○	○							
	S	S	61～80"	○	○	○							
	T80		81～90"	○	○	○							
	T90		91～100"	○	○	○							
	T100		101個以上	○	○	○							
割				○	○	○			割			○	
先 折	大		25個以下				○		傷	大	25個以下	○	
	中		26～60個				○			中	26～60個	○	
	小		61個以上				○			小	61個以上	○	
傷	大		25個以下				○		先	大	高さ10～20Cm 未満	○	
	中		26～60個				○			小	10Cm未満	○	
	小		61個以上				○			切	大	切断面短径 6Cm以上	○
先	大		高さ10Cm以上 20Cm未満				○		切	小	6Cm未満	○	
	小		高さ5Cm以上 10Cm未満				○			筒	大	25個以上	○
	切	大	切断面の短径 6Cm以上				○			中	26～60個	○	
筒	小		6Cm未満				○		小	61個以上	○		
							○						

⑤

4 7 第 1 4 2号

昭和47年9月18日

部 会 員 各 位

日 本 農 産 缶 詰 工 業 組 合

な め こ 部 会

部 会 長 松 本 政 典

な め こ かん 詰 の 製 造 規 格 案 に つ い て

拝啓 時下益々ご隆昌の程お慶び申し上げます。

陳 者

なめこかん詰の製造規格案の改正については、昨年9月4日付46第277号でご通知申しあげました通り、全国缶詰問屋協会の意向により実施が延期されておりますが、本年度の製造期を間近に控え諸準備の関係もあり、新年度も昨年と同様下記の通り実施致しますから宜しくお手配の程お願い申し上げます。

敬 具

記

1. つぼみとひらき（ブロークンを含む）を同一のかんに詰めないで夫々個有のかんに区別すること。
2. 粒の大きさを表わす記号は次のとおりとすること。

つぼみにあつては T. S. M. L.

ひらき（ブロークンを含む）にあつては J. E. P.

（註） 当部会においては「J」を削除することを昨年申し合わせましたが、上記の理由により未だ公正競争規約またはJAS等で正式に決定されておられません。

3. 内容量の改正についても保留として、一昨年迄と同様とすること。

以上

公取協発第13号

昭和47年9月26日

全国缶詰問屋協会 殿

全国食品缶詰公正取引協議会

なめこ缶詰の開きの大きさ区分の取扱い
について(訂正)

拝啓 いよいよご清栄のことおよび申し上げます。

さて、表記については、昨年6月4日、日本農産缶詰工業組合にて審議された結果、J・E・Pの3区分のうちJを廃止しE・Pの2区分に改める方針を決定され、ひきつづき全国缶詰問屋協会の意向を聴取される由伺っております。

しかるところ、当方の手違いにて、昨年7月印刷いたしました食品かん詰の表示に関する公正競争規約、施行規則別表6の内容個数のなめこの基準について、「開き(ブロークンを含む)については、大きさを表わす記号E・P・・・」と記載、さらに本年7月刊行の缶詰手帳80頁(法規2-7)にも同様に記載いたしました。

つきましては、以上の本会関係印刷物に記載されたなめこ缶詰の開きの大きさ区分は、事実と相違いたしますので、ここにつきのとおり訂正しお詫びいたします。

敬具

記

別表6内容個数

品名	基準
なめこ	・・・開き(ブロークンを含む)にあつては、 大きさを表わす記号J・E・Pおよび形状を表わす記号・の説明をそれぞれ示すこと。

(注) 缶詰手帳80頁記載の上記基準中「・・・形状を表わす記号」のつぎに・が脱落しておりますので、あわせて訂正させていただきます。

マツシユルーム懇談会

日時	昭和47年9月25日 13.00～15.00時
場所	鉄道会館ルビーホール 11階
内容	マツシユルーム缶詰の現状と見通しについて
出席	(全缶協側)大橋、萩原、森木、水島、三戸、北田の各氏 (農産缶工組側)市原、西山、松本、近井、山内の各氏。外に日缶協より安西氏。

※ 懇談会の概要

マツシユルーム缶詰の現状とその見通しなどについて日本農産缶詰工業組合マツシユルーム部会側より全缶協野菜部会メンバー代表者との懇談会を開催致したい旨、申入れがあり、これに応じて、まず全缶協側では午前中に野菜部会を行ない内部意見の統一を図つたうえ代表6名が出席、農産缶工組側の作成した資料などをもとに

懇談がなされた。

特にこの懇談のなかで①47年度は増産見込みであるが積極的なPRを推進する。

②輸出面も努力する。③本年から全面的にJAS 受検を実施し品質の向上を図る
などが話合われた。

(第3回)商業包装検討会

日 時 昭和47年9月4日 13.30～15.00時

場 所 日本缶詰協会会議室

- 議 題
1. 過剰包装問題に関する経過説明
 2. 缶びん詰包装の適正基準について
 3. その他

出席	日本缶詰協会	隅野	勇氏
	"	鈴木	修氏
	ほてい缶詰(株)	佐藤	省三氏
	(株)中村屋	秋	広進氏
	日本冷蔵(株)	西松	克朗氏
	(株)スドージャム	須藤	忠男氏
	日冷スター販売(株)	荻田	忠夫氏
	明治製菓(株)	小津	武一氏
	国分(株)	古川	浩氏
	住商フーズ(株)	金沢	芳雄氏
	(株)サンヨー堂	多田	義朗氏
	三井物産(株)	竹谷	音次郎氏
	(株)中島董商店	鳥田	長治氏
	全国缶詰問屋協会	中沢	和雄氏

※ 検討会の概要

過大包装に関する報告書がこのほど出来上り、日缶協隅野専務理事が委員としてその都度会合に出席しており報告書に盛り込まれた内容についての考え方を説明。このあと業界のとるべき方針について話し合いがなされた。

☆ ☆ ☆

まず日缶協隅野専務理事から次のような経過説明を行なった。

「過大包装の件に関して消費者団体から突きあげがあり5月18日商業包装適正化推進委員会が設置され、(委員長早大宇野教授、業界関係団体、チエンストア協会、百貨店協会、消費者団体等30名の委員で構成。)事務局は日本包装技術協会です。過去5回の委員会、5回の小委員会を開催し8月31日の委員会でようやくお手元にあるような「適正包装の考え方」を発表した。

この問題の起りは4点位あるが①過剰包装で経費をかけ過ぎている。②ごまかしをしている。③廃棄物の処理問題。④もつたいないといつたことからできており、神戸の消費者団体は④、②で東京地婦連は③でゴミ公害を強く訴えており、その考え方はそれぞれ違うが結局は過大包装を抑制してもらいたいということである。缶詰業界は中元期以前からこの問題ととり組み非常にコンパクトになつている。缶詰は丸く、どうしても21.5%のデッドスペースがでるということを強調しPRしてきたため、消費者団体等に非常に理解を持たれている。しかし、こんどはこの報告書を受けて業界としてどうすればよいか考え方の5、6、7項により各商品分別に速やかに検討することを要望されており、われわれはこうするんだという一応の基準、目安をつくらなくてはならなくなつた。特に12月の歳暮期もあり、出来るだけ早く業界の目安をつくっておきたい。われわれの基準が一般的に認められるには委員会(第三者の委員会です。予算がともなうので来年5月以降になるであろう。)で承認

されてからであるが、暫定的な自主基準をつくり、主務官庁である農林省、通産省の雑貨局、また包装適正化委員会に出席している消費者団体、チエンストアー協会百貨店協会に自主基準を示し業界が先手をとって行つた方がよいと考えられ、その辺についてご検討いただきたい。」

☆ ☆ ☆

このあと隅野専務から「適正包装の考え方」について逐条説明を行ない、次のような方向で推進することになった。

①贈答用、個装を分けて考える必要がある。業界で自主的基準をつくるがまず日缶協で問屋、メーカーの意見を聞き一応の数字を策定し、それが出来た時点でもう一度みな意見を聞いてまとめる。②その時期は、12月歳暮期に暫定基準として実施出来るように作業を進め、先手を取つていこうということになった。

なお、適正化推進委員会がまとめた「適正包装の考え方」は次のような内容である。

適正包装の考え方

包装は流通の一環をなすものであり、流通コストの低減等流通の近代化・合理化に資する方向で包装の近代化・合理化を強力に推進すべきことは多言を要しないところであるが、これと併行して、あるいは調整を図りつつ、現下の過剰包装のもたらしている弊害を是正するため、次のような基本的な考え方のもとで適正包装を推進すべきものとする。ちなみに、この考え方は、主として、消費者の入手段階での包装、いわゆる商業包装・消費者包装を念頭に置いたもので、贈答用、当用買を問わないものである。そして、これらの考え方は、個々独立しているものではなく、総合的に判

断されるべきものである。

1. 内容品の保護または品質保全が適切であること。

包装は、いままでもなく商品が生産者から消費者までの経路を完全な姿で流通するために行なわれるものであり、内容品の保護または品質保全を図るうえで適切であることが不可欠である。輸送、持ち運び途中等における衝撃に耐えるとともに、防湿、防乾燥、防水、防かび、防錆等内容物の品質保全が十分に図られるものでなければならない。

2. 包装材料および容器が安全であること。

包装材料および包装容器は、物理的、衛生的に安全なもので、人身に危害を加えないものでなければならない。包装容器の破損による危険、食品関係包装材料・容器におけるPCB等の混入による人身への影響は厳格にチェックされる必要がある。

3. 内容量が適切であり、小売の売買単位として便利であること。

現在、商品によつては内容量がまちまちであり、また、端数表示もあつて、価格が高いか安いか一目で判断できにくいものがある。これは、計量制度の変遷および国際貿易の関係によるものが、包装代金の不明さとも相まつて、価格の上で消費者の商品を選択する権利が十分に行使できないおそれがある。このため、内容量を適切な量にするとともに、小売の売買単位として便利なものにする必要がある。

4. 内容物の表示または説明が適切であること。

商品の品質、規格その他の内容について、実際のものあるいは競争相手の商品よりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当

に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示等については、不当景品類及び不当表示防止法により禁止されているが、これに至らない表示であつても消費者の自由な商品選択が可能となるよう内容物の表示を適切にすべきである。また、内容物の使用方法、性状等についての説明も適切に行なうべきものである。

なお、表示については、中身価格の表示を求める意見もある。

5. 商品以外の空間容積が必要以上に大きくなならないこと。

特に誇大包装のごとき見かけ上内容を多量にみせる包装は容認できないが、中身商品の保護等の観点から包装に中身商品以外の空間容積がある程度生ずることはやむを得ないことである。しかしながら、適正包装の実現のためには、その空間容積は必要最少限であるべきである。

この場合に抽象的な考え方であつては、適正包装の実現の実効はなかなかあがらないとも考えられるので、本委員会としては、活発な議論を展開したところである。容認される空間容積の割合は、商品の形状、および性状、包装の果している役制等の差異によつて当然に異なってくるものであり、一律の基準を提示することは適当でなく、むしろ下支えとして作用する場合も考えられる。

したがつて、本委員会としては、後に述べるように、商品群別に空間容積の割合を可及的速やかに検討すべきであるという基本的態度をとるが、消費者の立場からは必要な中身商品以外の空間容積は20%以下であつて欲しいという願望もあり、これを配慮するとともに商品群別に合理的な基準が速やかにでき上がることを期待して、通常の商品についての一応の目安として20%以下に空間容積をすることを提案したい。

もとより、20%という数値は通常の商品全般についての平均的な目安であり、形状の異なる商品の詰合せ、特殊な商品、易損品等について

は、これを越えざるを得ないことがあるのは当然であり、合理性があれば是認されるべきものである。

また、20%という数値は、決して商品以外の空間容積が20%までは当然に容認されるということではなく、20%以下であつても適正な包装の観点から逸脱するものであつてはならないことはもちろんである。

(注) ここでいう空間容積とは、円錐形、円筒形等の商品については直方体とみなして計るもので、形状上当然に生ずる空間は控除したものである。また、空間容積は、個装および外装のそれぞれの荷姿について計るものである。

6. 包装費が内容品に相応適切であること。

流通コストの低減の観点からいつても包装費の低減は大きな課題である。この場合に、包装作業の省力化や包装容器のワンウエイ化による包装コストの低減が図られている場合もあるので、包装材料、容器の費用のみをもつて包装費を考えるのは不適切であり、包装作業のためのコストも含めて考える必要がある。

包装費が内容品に相応して適切でなければならないことは当然であるが、包装費の割合についても、包装の主たる機能の違いによる包装資材の相違や人間心理を前提とした場合の贈答品と当用買品とによる違い等によつておのずから異なるものであり、一律の具体的基準を提示することは適切でないといえよう。

したがつて、本委員会は、空間容積の場合と同様の理由および考え方のもとで、商品群別に包装費の割合を可及的速やかに策定すべきであるという基本的態度をとりつつ、通常の商品についての一応の目安として包装費は、商品売価の15%以下とすることを提案するものである。

この場合にあつても、もとより15%以下という数値は、通常の商品

についての平均的な目安であり、例えば、炭酸飲料の「ビン」のように消費者の安全問題と密接な関連のある場合とか、かん詰の「かん」のように包装というよりはむしろ商品の一部と観念する方が適当な場合等の特殊なケースについては、これを越えざるを得ないことがあるのは当然であり、合理性があれば是認されるべきである。

他方、ここでも15%という数値は、決して包装費用が15%までは当然に容認されるということではなく、それ以下であつても適正包装の観点から逸脱するものであつてはならないことはもちろんである。

(注) 包装費の割合は、個装および外装のそれぞれについて算出するものである。

7. 廃棄処理上適当であること。

大都市における廃棄物の量的増大と質的变化によつて都市清掃事業は、現在環境汚染との関係もあつて適切な運営に苦悩している実状である都市ゴミの20%を占めると予想される包装廃棄物についても、このような現状を無視することはできないものといえる。処分技術の開発と処分適地の確保は鋭意進められるべきであるが、清掃事業に協力する立場においても、包装廃棄物の減量化、処理の適正化等を積極的に進めるべきである。

このことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においても、事業者の責務として、廃棄物の再生利用等を行なうことによりその減量に努めるとともに、物の製造、販売等に際して、容器等が廃棄物となつた場合にその適正な処理が困難になることのないようにしなければならないとされている。

したがつて、廃棄物処理上問題のある包装材料は、商品保護に必要な程度の使用にとどめる等廃棄処理上適当なものとする必要がある。

缶詰共同宣伝

京阪神地区共同宣伝

1) 缶詰商品研修会の開催

- 1 日時 昭和47年10月17日(火) 13.00～16.00時
- 2 場所 大阪女子学園短期大学
大阪市天王寺区生玉寺町8-5
- 3 対象 同短大食物科2年、1年の学生約300名

2) 缶詰料理講習会の開催

日	時	場	所
10/	6(金)10.00～12.00時	北千里開発センター4階	阪急北千里駅前
10/	6(金)13.30～16.30時	鳴野会館	大阪市城東区西鳴野5丁目
10/	7(土)13.30～16.30時	狭山ニュータウン府営住宅第17棟集会所	大阪府南河内郡狭山町
10/	9(月)10.00～12.00時	綱引市民館	西宮市今津綱引公園内
10/	9(月)13.30～16.30時	福井団地集会所	茨木市福井団地
10/14(土)	10.00～12.00時	常光寺小学校	尼崎市長洲東通2丁目
10/14(土)	13.30～16.30時	入江小学校	神戸市兵庫区西出町149
10/15(日)	13.30～16.30時	能勢グリーンハイツ	川西市多田

受講者は各会場とも約100名

講師は高槻クッキングセンター浜野美代子校長

缶詰料理講習会

福井県主催により昭和47年度みんなの消費生活展が福井市および敦賀市において、下記のとおり開催されるがこの会場で缶詰料理講習会を実施することになった。

1. 福井市

場 所 福井放送会館3階催事場

福井市大手3丁目4番1号

日 時 昭和47年10月4日～10月8日 10.00～18.00時

2. 敦賀市

場 所 敦賀市文化会館3階大ホール

敦賀市曙町11～76

日 時 昭和47年10月12日～10月14日 10.00～18.00時

サンケイかん詰料理教室

10月分 会場及び日程

〔東京〕

月日	曜	時	間	会	場	名	場	所
10/11	水	13.30	～15.30時	桜町会事務所			世田谷区桜1～26	
10/12	木	13.30	～15.30時	板橋区立志村第2中学校			板橋区小豆沢1-21-1	

〔東北〕

10/13	金	13.30	～15.30時	郡山市中央公民館			郡山市葉山1丁目	
10/14	土	13.30	～15.30時	福島市中央公民館			福島市松木町1-1	

〔中国・四国〕

月日	曜	時 間	会 場 名	場 所
10/17	火	13.30～15.30時	中 島 会 館	広島市羽衣町
10/18	水	"	尊 光 寺	尾道市久保2丁目
10/19	木	13.30～15.30時	新 溪 園	倉敷市新川町
10/20	金	10.00～12.00時	高松市民会館第2会議室	高松市番町1丁目
10/21	土	10.00～12.00時	岡山児童会館	岡山市新屋敷町
10/22	日	10.00～12.00時	ナショナル会館倉吉店	倉吉市明治町
10/22	日	14.00～16.00時	米子家政学院	米子市東町

会 員 消 息

〔会 社 合 併〕

㈱二幸と関東缶詰食品㈱が合併し、これを機に企業イメージの刷新と近代化を図るため9月1日より下記に社名を改めた。

旧社名 株式会社 二 幸
新社名 国際食品開発株式会社
新住所 東京都新宿区角筈1丁目80番地
代表取締役 竹原邦夫氏

なお、同社商事部の住所、電話番号は従来通りで

住 所 東京都中央区銀座7～13～10
電 話 542局2541番(代)

〔支店移転〕

※ 新生商事㈱鹿児島支店は業務の拡張進展に伴い鹿児島総合卸商業団地に新しく事務所並びに配送センターを新築、9月25日から移転した。

新生商事株式会社鹿児島支店

支店長 大迫和昭氏

新住所 鹿児島市御本町7番8号(〒891-01)

電話 (0992)68-8235(代)

68-8285(代)

〔役員人事〕

※ ㈱古屋商店(本社、横浜市南区中村町1-9-7)では第57回定時株主総会において、下記の役員を選任し、それぞれ就任した。

なお、永年にわたり代表取締役ならびに代表取締役会長として活躍された豊田貞次氏は退任し相談役に就任した。

代表取締役 取締役社長	桜井虎雄氏
常務取締役	小穴重忠氏
常務取締役	苗村政国氏
取締役	久保田正敬氏
取締役	西城戸清氏
取締役	石井和男氏
取締役	清秀次郎氏
監査役	須藤寿男氏
監査役	植原賢二氏

監 査 役 田 所 英 氏

北村商店社長殿父ご逝去

北村商店社長北村伝司氏殿父幸吉氏は9月22日12時45分脳溢血のため伊勢市大淀町305番地で死去享年91才。

葬儀は24日伊勢市大淀町の雲洞院で執り行なわれた。

喪主 長男 北 村 伝 祐 氏

事 務 局 報 知

※ 浅井会長の病状お知らせの件

浅井二郎全缶協会長に於かれては、かなり長い期間に亘り下痢を続けておられ、其の間通常の加療を行なつておりましたが少々くわないため、8月24日に東京女子医科大学病院消化器病センターに入院され、同センターに於いて消化器に関する各種内臓の精密検査が行われて参りました。

然る処10月4日高度の医学的検査の結論として、すい臓に腫瘍があり、その活動が不充分のため消化酵素の供給が不足となり、消化不良の状態が長期に亘り続けられておつたことが判明し、来週中(10月16日~10月21日)に手術を行うことに決定しました。10月6日北洋商事(株)和気副社長が担当医の羽生教授に面接の上詳細を伺いました処

- (イ) 腫瘍はまづ悪性のものではないと認められる。
- (ロ) すい臓の手術は極めて簡単なもので手術が生命に影響するようなことは皆無に近い。
- (ハ) 完全に健康を回復し出社される迄には年内一杯と考慮して置けば良いだろうとのこと。

回復が意外に長びかかっているのは原因追及に時間を要した結果治療方針の決定が遅れたため、年末迄には完全に健康を回復し元気な姿で出社される見込ですのでここにその経過をお知らせ致します。

以 上

